

第27回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 平成30年7月2日（月）
午後3時～4時30分
会 場 ホテルブリランテ武蔵野
2階 エメラルド

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

(1) 技術審議会副会長の選出

(2) さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業
環境影響評価事後調査書

ア 事業概要及び事後調査書説明

イ 審議

5 閉 会

《會議資料一覧》

〈配付資料〉

- 資料1 第27回さいたま市環境影響評価技術審議会
出席者名簿及び座席図
- 資料2 さいたま市環境影響評価技術審議会
委員名簿（第8期）
- 資料3 対象事業の概要及び環境影響評価手続状況
- 資料4 事後調査書（供用後）についての意見書提出概要

〈配付図書（貸出）〉

- さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業
環境影響評価書、事後調査書、要約書
- さいたま市環境影響評価条例集
さいたま市環境影響評価技術指針手引

第27回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

永澤 明	会 長	岩崎 久雄	委 員
窪田 陽一	委 員	小嶋 文	委 員
篠原 厚子	委 員	日原 由香子	委 員
藤野 毅	委 員	増田 幸宏	委 員
村上 正吾	委 員	山本 貢平	委 員
渡辺 季之	委 員		

2 事業者

【埼玉県病院局経営管理課】

技 術 幹	松井 直行	主 幹	国分 政勝
主 査	関口 克巳	主 任	弘田 佑介

【埼玉県立小児医療センター】

副局長(兼)管理部長	山崎 忠夫	主 幹	栗田 好信
技 師	新 雅裕		

【さいたま赤十字病院】

事務副部長	松本 忠通	庶務係長	浅見 雅典
-------	-------	------	-------

3 委託会社

【株式会社久米設計】

副統括部長	土井 良彦
-------	-------

【株式会社日建設計】

技 師 長	林 邦能	担 当	島尾 真亮
-------	------	-----	-------

【株式会社ポリテック・エイディディ】

上席主任研究員	中田 俊宏	主任研究員	中島 涼
---------	-------	-------	------

4 事務局

【さいたま市環境局環境共生部環境対策課】

環 境 局 長	新井 仁	環境共生部長	中野 明彦
課 長	黒沢 茂男	係 長	田中 孝幸
主 査	鈴木 慎一	主 任	石川 裕子
主 任	新岡 真砂代	主 任	辻 信太郎
技 師	星野 朋香		

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿 (第8期)

任期 平成29年8月1日～平成31年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目	備考
1	いわさき ひさお 岩崎 久雄	芝浦工業大学 名誉教授	電波工学	電波障害	
2	おう せいよう 王 青躍	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	大気関係	大気質、廃棄物等	
3	かねこ りつこ 金子 律子	東洋大学 生命科学部 教授	生物学	動物、生態系	
4	くぼた よういち 窪田 陽一	埼玉大学 名誉教授	景観、環境計画	景観、温室効果ガス等	
5	こじま あや 小嶋 文	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	地区交通計画	コミュニティ、地域交通	
6	しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学研究科 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、有害化学物質	
7	しのみや みほ 四ノ宮 美保	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 准教授	環境化学	悪臭、土壌、有害化学物質	
8	ながさわ あきら 永澤 明	埼玉大学 名誉教授	化学(無機化学・錯体化学・生物無機化学)	水質、安全、放射性物質	会長
9	ひはら ゆかこ 日原 由香子	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	植物生理学、分子生物学	植物	
10	ふじの たけし 藤野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	水環境学、都市熱環境学	水質、水象	
11	ますだ ゆきひろ 増田 幸宏	芝浦工業大学 システム理工学部 教授	都市環境工学、建築環境工学	日照障害、風害、温室効果ガス、安全	
12	むらかみ しょうご 村上 正吾	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	水環境工学	水質	
13	やまもと こうへい 山本 貢平	一般財団法人小林理学研究所 理事長	応用音響学	騒音、振動	
14	わたなべ あいこ 渡辺 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生理学	動物、生態系	
15	わたなべ としゆき 渡辺 季之	埼玉県環境検査研究協会 理事	環境分析	廃棄物等	

対象事業の概要及び環境影響評価手続状況

対象事業の名称	さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業		
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例		
都市計画特例の適用	なし		
事業者の名称、代表者の氏名・主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市浦和区高砂3-13-3 埼玉県 埼玉県病院事業管理者 岩中 督 ・さいたま市中央区新都心1-5 さいたま赤十字病院 院長 安藤昭彦 		
対象事業の種類	大規模建築物の建設		
事業実施区域	さいたま市中央区新都心1-2, 4, 5, 6, 7 A区域かつ特別な地域		
事業規模	延床面積 132,713.67 m ²		
関係地域	事業実施区域から1.5kmの範囲(中央、大宮、浦和区の一部)		
手 続 状 況	調査計画書	図書の受理	平成24年11月16日
		公告・縦覧	平成24年11月24日～ 12月24日
		技術審議会	平成25年 3月 6日
		市長意見	平成25年 3月18日
	準備書	図書の受理	平成25年 4月19日
		公告・縦覧	平成25年 5月10日～ 6月10日
		技術審議会	平成25年10月 8日
		市長意見	平成25年11月 7日
	評価書	図書の受理	平成25年12月20日
		縦覧	平成26年 1月14日～ 1月28日
	事後調査書(工事中)	図書の受理	平成27年 4月24日
		縦覧	平成27年 5月11日～ 6月11日
		技術審議会	平成27年 8月 3日
		市長意見	平成27年 9月10日
	事後調査書(供用後)	図書の受理	平成30年 3月30日
		縦覧	平成30年 5月 8日～ 6月 8日
技術審議会		平成30年 7月 2日	
市長意見		見解書提出から2ヵ月後まで(9月頃の見込み)	

さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業
事後調査書（供用後）についての意見書提出概要

提出期間	平成30年5月8日（火）～平成30年6月22日（金）
意見書提出数	2通（他、参考1通）
概要	<ul style="list-style-type: none">・救急車両が発するサイレン音は、環境影響評価の対象とすべきである。・搬送回数は1日あたり約37.8回であるため、救急車両の発するサイレン音が周辺環境へ及ぼす影響は甚大である。・サイレン音は法令により鳴動が義務付けられているため、騒音対策手段に制約があることは理解しているが、どれだけ環境影響を回避・低減できるかを真摯に検討し、関係者とコミュニケーションすることが、環境影響評価のプロセスで求められることである。・一部区間のサイレン消音や近隣住居の窓の防音性能の強化支援をすべきである。・住民自らサイレン音測定を行った結果、屋外で昼間最大88dB、夜間最大81dB。屋内で昼間最大66dB、夜間最大64dB。
備考	<ul style="list-style-type: none">・事後調査書について市長に対し提出された意見書は、平成30年6月26日付で事業者に写しを送付。

第27回さいたま市環境影響評価技術審議会 会議録

1 会議の開催日時

平成30年7月2日（月）午後3時から

2 会議の開催場所

ホテルブリランテ武蔵野 2階 エメラルド

3 出席者名及び欠席者名

出席者名

永澤 明 会長、山本 貢平 委員、岩崎 久雄 委員、小嶋 文 委員
篠原 厚子 委員、日原 由香子 委員、藤野 毅 委員、増田 幸宏 委員
村上 正吾 委員、渡辺 季之 委員
他 事業者、関係者、事務局職員

欠席者名

王 青躍 委員、金子 律子 委員、窪田 陽一 委員、四ノ宮 美保 委員
渡辺 愛子 委員

4 議題及び公開又は非公開の別

議題

- (1) 技術審議会副会長の選出
- (2) さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業環境影響評価事後調査書について

公開又は非公開の別

公開

5 傍聴者の数

3名

6 問い合わせ先

環境局 環境共生部 環境対策課 電話番号 048-829-1332

午後 2時45分 開会

○黒沢課長 時間前ではございますが、皆様おそろいですので、ただいまから第27回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

本日司会を務めさせていただきます、さいたま市環境対策課長の黒沢です。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、さいたま市環境局長の新井からご挨拶を申し上げます。

○新井局長 皆さん、こんにちは。環境局長の新井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は永澤会長を初め、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、第27回さいたま市環境影響評価技術審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから本市の環境行政の推進に当たりましては、格別のご理解と、またご協力をいただきまして、この場をおかりいたしまして、厚くお礼申し上げます。

本日の審議会開催に先立ちまして、平成25年からお務めをいただきました芝浦工業大学教授の三浦昌生様が任期の途中ではございますが、平成30年3月31日をもってご退任され、後任といたしまして、新たに同年4月1日付により、芝浦工業大学教授の増田幸宏様にご就任をいただきました。お忙しい中お引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、先日、大阪北部を震源といたします最大震度6弱の地震が発生し、大きな被害が発生いたしました。被災されました方々に謹んで震災のお見舞いを申し上げます。

本市では、市民の皆様方の安全安心を確保することが何よりも大切であると認識しているところでございます。ここさいたま新都心は、首都圏の広域防災拠点として位置づけされているほか、平成29年8月には、その周辺を含めまして国の緊急災害対策派遣隊、通称TECFORCEの進出本部に位置づけられるなど、国等との連携はさらに増すことなどから、本市では現在、防災公園などの機能整備を進めているところでございます。

本日も審議をいただきます埼玉県立小児医療センター、さいたま赤十字病院も、このさいたま新都心において平成29年1月から業務を開始しておりまして、地域防災拠点病院としての大きな役割も期待されているところでございます。

この後、供用後における事後調査の結果について、事務局及び事業者からご説明をいただき、委員の皆様には、限られた時間ではございますが、専門的な見地から忌憚のないご意見をいただければありがたいと存じます。

結びになりますが、梅雨明けもしまして暑い日々が続きますが、委員の皆様におかれましては、ご健康に留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げまして、簡単でございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒沢課長 本日まで出席いただいております委員の皆様をご紹介します。

会長の埼玉大学名誉教授、永澤明様です。

○永澤会長 永澤でございます。

○黒沢課長 芝浦工業大学名誉教授、岩崎久雄様です。

○岩崎委員 岩崎です。よろしくお願いいたします。

○黒沢課長 埼玉大学大学院准教授、小嶋文様です。

○小嶋委員 小嶋です。よろしくお願いいたします。

○黒沢課長 清泉女子大学教授、篠原厚子様です。

○篠原委員 篠原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒沢課長 埼玉大学大学院教授、日原由香子様です。

○日原委員 日原です。よろしくお願いいたします。

○黒沢課長 埼玉大学大学院准教授、藤野毅様です。

○藤野委員 藤野です。よろしくお願いいたします。

○黒沢課長 芝浦工業大学教授、増田幸宏様です。

○増田委員 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒沢課長 埼玉県環境科学国際センター研究所長、村上正吾様です。

○村上委員 村上です。よろしくお願いいたします。

○黒沢課長 一般財団法人小林理学研究所理事長、山本貢平様です。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

○黒沢課長 埼玉県環境検査研究協会理事、渡辺季之様です。

○渡辺（季）委員 渡辺です。よろしくお願いいたします。

なお、王青躍委員、金子律子委員、四ノ宮美保委員、渡辺愛子委員、窪田陽一委員につきましては、ご都合によりご欠席でございます。

それでは、新たに委員にご就任いただきました増田幸宏様に一言ご挨拶をお願いいたします。

○増田委員 増田でございます。この4月から、三浦昌生先生の後任として委員会に参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

専門は建築や都市の環境工学という分野でございますが、担当項目としては、日照阻害、風

害、温室効果ガス、安全というところで担当させていただくことになろうかというふうに存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○黒沢課長 ありがとうございます。

審議会規則第3条第2項では、審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと規定されておりますが、本日の審議会は委員総数15名のうち過半数の10名のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日ご審議いただきますさいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業の事業者及び関係者を紹介いたします。

事業者側として、埼玉県病院局経営管理課、松井技術幹。

○国分主幹 所用で欠席になっております。

○黒沢課長 国分主幹。

○国分主幹 国分です。よろしくお願ひいたします。

○黒沢課長 関口主査。

○関口主査 関口です。よろしくお願ひします。

○黒沢課長 弘田主任。

○弘田主任 弘田です。よろしくお願ひします。

○黒沢課長 埼玉県立小児医療センター、山崎副局長（兼）管理部長。

○山崎副局長 山崎でございます。よろしくお願ひします。

○黒沢課長 栗田主幹。

○栗田主幹 栗田です。よろしくお願ひします。

○黒沢課長 新技師。

○新技師 新です。よろしくお願ひします。

○黒沢課長 さいたま赤十字病院、松本事務副部長。

○松本副部長 松本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○黒沢課長 浅見庶務係長。

○浅見係長 浅見と申します。よろしくお願ひいたします。

○黒沢課長 続きまして、コンサルタント会社の紹介につきましては、事業者側からお願ひいたします。

○関口主査 それでは、コンサルタントの久米設計さんです。

○土井副統括部長 久米設計の土井でございます。よろしくお願いいたします。

○関口主査 続きまして、日建設計です。

○林技師長 日建設計の林でございます。よろしくお願いいたします。

○関口主査 続きまして、株式会社ポリテック・エイディディです。

○中田上席主任研究員 よろしく申し上げます。

○関口主査 以上になります。

○黒沢課長 ありがとうございます。

最後に、事務局側として、新井環境局長です。

○新井局長 新井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒沢課長 中野環境共生部長です。

○中野部長 環境共生部長の中野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒沢課長 その他の事務局の紹介は、資料1表面にあります出席者名簿をもってかえさせていただきます。

大変申しわけございませんが、新井局長は所用により退席させていただきます。

○新井局長 よろしく申し上げます。

(新井局長退席)

○黒沢課長 それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。こちらホチキスどめした紙がございます。2枚目が資料1、3枚目が資料2、4枚目が資料3、5枚目が資料4となっております。

そのほか委員の皆様には、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業環境影響評価事後調査書とその要約書、参考といたしまして、評価書、さいたま市環境影響評価条例集と技術指針手引を配付しております。

皆様、お手元の資料はおそろいでしょうか。不足している資料がございましたら、事務局までお申し出ください。

(なし)

○黒沢課長 それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により議長となります永澤会長に議事を進行させていただきます。

永澤会長、よろしくお願いいたします。

○永澤会長 永澤でございます。それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、議事に入りますけれども、傍聴者の方はおられますでしょうか。

○田中係長 本日は傍聴希望者が3名来ております。

○永澤会長 それでは、会議の公開・非公開について、事務局からご説明ください。

○田中係長 ご説明いたします。

本審議会は、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」によりまして、原則公開となっております。ただし、次の事項に該当または該当するおそれがある場合は、会議の全部または一部を非公開とすることができます。1つは、さいたま市情報公開条例で定める不開示情報に該当する事項について審議する場合、または会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認める場合となっております。

なお、本日ご審議いただきます内容には、不開示情報に該当する事項はないものと事務局では考えております。

ただし、会議の公開・非公開の判断は、会長が当審議会に諮って決定するものとなっております。

以上でございます。

○永澤会長 それでは、委員の皆様、本日の審議会は特に非公開とする特段の理由はないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。ご同意いただけますか。

(異議なし)

○永澤会長 それでは、公開といたしますので、傍聴者の方、お呼びください。

(傍聴者入室)

○永澤会長 私、議長の永澤でございます。

傍聴者の方にご注意申し上げます。

会議の開催中は、静かに、ご静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。それから、傍聴の方は意見を述べたり質問したりすることはできません。それから、会議の録画、録音はご遠慮ください。写真を撮影される場合は、議事の冒頭のみ許可いたします。

以上の注意事項に反した場合は退室していただくことがございます。ご了承ください。

では、傍聴者の方にお伺いします。写真撮影のご希望はございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次第の4、議事に移ります。

まず、議事の(1)です。技術審議会副会長の選出という議題ですけれども、前任の副会長が、先ほどお話がありましたように3月31日付で委員を退任されましたので、新たな副会長をここで選出させていただきます。

まず、当審議会の設置、運営及び会長、副会長の選出に関する規定について、事務局よりご説明いただきます。よろしくお願ひします。

○田中係長 ご説明いたします。

審議会規則第2条によりまして、審議会の会長及び副会長は、委員の互選により定めることが規定されております。副会長は、会長の補佐をしていただく役になりまして、会長に万一事故があるときには会長にかわりまして、その職を務めていただくこととなります。

以上でございます。

○永澤会長 ただいまご説明のとおり、副会長は審議会の委員の互選により定めることになっております。

それでは、副会長の選出につきまして、委員の皆様のご意見がありますでしょうか。いかがでしょうか。どなたかご推薦いただけますでしょうか。あるいは自薦でも結構です。何かございますか。

(なし)

○永澤会長 それでは、特に委員の皆様からないようでしたら、私から提案させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、副会長として、きょう来ておられます山本貢平先生にお願いしたいと思っているのですけれども、山本先生は専門が応用音響学ということで、長い間、審議会の委員をさせていただいておりますので、ぜひ山本先生にお願いしたいと思うのですけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○永澤会長 では、山本先生、よろしくお願ひいたします。

山本先生、こちらに、副会長として席が用意されておりますので、お着きいただければ。

では、先生、一言ご挨拶。

○山本副会長 山本でございます。会長から推薦いただきましてありがとうございます。それで、力の限りサポートさせていただきます。

それで、私、ご紹介ありましたように専門は応用音響ということでございますけれども、騒音、振動分野を見ておりまして、本当の専門は道路交通量の予測であるとか対策であるとか評価であるとか、こういう分野でありまして、若いころは実験ばかりやっていたという実験屋でもあります。ただ、この10年ぐらい、いろんな東京都とか埼玉県の環境アセスメントに引っ張り出されて、こういう仕事をやるようになってからは、アセスにも大分興味を持ってきました。

それから、アセスメントの非常にいいところというのは、やっぱり大きな事業をやるときに環境を第一に考えるので、町がきれいになるというふうに思います。東京で言えば、東京スカイツリーであるとか、それから羽田の滑走路であるとか、豊洲新市場はちょっと失敗でしたけれども。そんないろいろなものが新しくできてくるのを見るのが一つの楽しみであり、またそれから緑がどんどんふえていくと、町の中に緑がどんどんふえていくのも非常にいいことだなと思っていますので、環境影響評価の意義というものも感じております。

もう私も68歳で、大分年をとっておりますけれども、もう少し頑張らせていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。

(2)のさいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業環境影響評価事後調査書に関する議題に移ります。

まず、この調査書の手続状況等について、事務局からご説明いただきます。

○田中係長 さいたま市環境対策課の田中でございます。私からご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、私からこの事業に関する環境影響評価手続の概要をご説明いたしました後に、事業者側から、今回の事後調査書の内容についてご説明をいたします。

まず、資料3をごらんください。

本事業の名称は、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業になります。場所はさいたま新都心地区で、ちょうどこのホテルのすぐ隣になりまして、さいたま新都心の駅から歩いてお越しいただきました先生方には、既に実際の建物をごらんいただいたかと思っておりますけれども、こちらに完成いたしました埼玉県立小児医療センター及びさいたま赤十字病院の建物になります。事業者は埼玉県及びさいたま赤十字病院です。

こちらの建物が2棟合わせまして延床面積およそ13万2,000平米の規模になりまして、さいたま市環境影響評価条例に対象事業として規定しております大規模建築物の建設に該当いたします。

この事業につきましては、平成24年11月16日に調査計画書が市に提出をされまして、環境影響評価の手続を開始しております。その後、準備書、そして評価書の手続が行われまして、評価書が平成26年1月14日から1月28日まで縦覧されまして、この縦覧終了後に事業着工となっております。そして、平成29年までに工事が完了いたしておりますが、その後、工事中から事

後調査が行われております。

手続状況の一覧の中で、事後調査書というのが2つ記載してございますが、先の事後調査書、こちらは工事中の事後調査を行った結果を取りまとめたものになっておりまして、こちらは平成27年中に手続が終了しております。

そして、今回ご審議をいただきます事後調査書が完成後、供用開始後の事後調査の結果を取りまとめたものになっております。こちらの図書が平成30年3月31日に市へ提出をされておりまして、5月8日から6月8日までの約1カ月間、縦覧に供しております。また、6月22日まで、一般の市民の方から意見を募集しておりまして、今回3件の意見が提出されてきております。内容につきましては、資料4としてまとめておりますが、こちらは後ほどまた改めてご説明をいたします。

また、この意見書の写しを市から事業者側へ6月26日付で送付をしております。これに対しまして、事業者の見解は、ただいま事業者側で作成をされておりまして、近日中に提出される予定となっております。事業者からの見解書の提出を受けました後、受けた日から2カ月以内に市長意見を述べるということになっておりまして、見込みでは9月ごろに市長意見を述べるというスケジュールになると見込んでおります。

手続状況については以上でございます。

それでは、続きまして、事業者から、今回の事後調査書の内容につきましてご説明をいたします。

では、よろしく願いいたします。

○国分主幹 それでは、埼玉県病院局経営管理課主幹の国分でございます。よろしく願いいたします。

本日ご説明する予定でした技術幹の松井が所用により欠席させていただきましたので、かわりに私が説明させていただきたいと思います。

事後調査書に基づきまして、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業の概要についてご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料の環境影響評価事後調査書（供用後）、2-1ページをお開きいただけますでしょうか。

第2章、対象事業の名称、目的及び概要のページの中ほど、2-2対象事業の目的でございます。

県立小児医療センター及びさいたま赤十字病院は、施設の老朽化による耐震化が必要であっ

たことや時代に合った最新医療への対応が求められているという共通の課題を抱えておりました。こうした課題を解決するために、この事業において2つの病院を一体的に移転整備して密接な医療連携を行うことで、本県における医療政策上の重要課題である周産期医療体制や緊急医療体制の充実を図ったところでございます。

周産期医療体制の整備としては、小児医療センターにおいて、新生児集中治療室を大幅に増床したほか、さいたま赤十字病院で母体・胎児集中治療室を新たに整備し、リスクの高い妊産婦や新生児に対して、両病院で連携した高度な周産期医療を提供する総合周産期母子医療センターを整備したところでございます。

この結果、平成29年度の東京都への母体搬送は数件にとどまっております。前年度との比較でも大幅に減少するなど、ハイリスクな母体の県内受け入れに大きく貢献しております。このほか、出生時の体重が1,500グラム未満の重症な新生児の受け入れにおいても、前年度と比較して大幅に増加するなど、旧病院よりさらに高度な医療を提供することができております。

また、救命救急医療体制においては、旧小児医療センターでは内科系の疾患を中心としていた受け入れ体制を強化し、重度の熱傷などの外科系の疾患まで含んだ患者の受け入れを可能としたほか、さいたま赤十字病院では高度救命救急センターとして機能を拡充したところで子供から大人まで高度な救命救急医療を提供できるような体制としたところでございます。さらに小児医療センターでは、入院しているお子さんたちが通える特別支援学校を初めとして、救命救急士養成機能や災害時被災者支援機能など、医療拠点としてふさわしい付加機能もあわせて整備しております。

次に、2-2ページをごらんください。

ページの下段、2-5、対象事業の実施期間でございます。

評価書では、工事期間を平成26年2月から平成28年3月までの約26カ月と想定しておりましたが、工事途中に当初想定しておりませんでした汚染土壌や地中埋設物が発見され、その処理に時間を要したため、工事期間を5カ月延長しております。この結果、実際の工事期間は、平成26年2月から平成28年8月までの約31カ月となっております。また、小児医療センター及びさいたま赤十字病院の両病院は、平成29年1月から供用を開始しております。

次に、2-4ページをごらんください。

航空写真に本事業の事業地を赤枠で示しております。2つの病院を合わせた敷地面積は約2.4ヘクタールでございます。

次に、2-5ページをごらんください。

ページの中段、表 2-2 に建築物の概要を整理しております。

延べ床面積は小児医療センターが約 6 万 5,400 平方メートル、さいたま赤十字病院が約 6 万 7,300 平方メートルで、両病院の合計は約 13 万 2,700 平方メートルでございます。

建築物の最高高さは、小児医療センターが約 65 メートル、さいたま赤十字病院が約 78 メートルでございます。

駐車場の台数は、小児医療センターが 335 台、さいたま赤十字病院が 310 台でございます。

1 日当たりの外来患者数は、小児医療センターが約 550 人、さいたま赤十字病院が約 1,330 人となっております。

外来診療科目数は、小児医療センターが 19 診療科目、さいたま赤十字病院が 33 診療科目でございます。

病床数は、小児医療センターが 316 床、さいたま赤十字病院が 632 床でございます。

次に、2-12 ページをごらんください。

ページ中ほど、(2) 救急車両でございます。

平成 29 年の 1 年間の救急車両の搬送回数でございますが、さいたま赤十字病院で 1 万 1,526 回、小児医療センターで 2,288 回となり、両病院を合計すると約 1 万 3,800 回ございました。

なお、救急車両につきましては、走行経路やサイレン音に関する意見が寄せられておりますが、さいたま市消防本部を初め、県内消防本部に対してさまざまな配慮をしていただけるよう依頼をしているところでございます。

最後に、お戻りいただきまして、目次のすぐ後になりますが、序章の 1 ページをお開きください。

真ん中にあります序 2 になります。事後調査書作成の経緯でございます。

対象事業のうち、小児医療センターにおいては、工事内容の変更が生じたため、変更事項について、対象事業の内容変更に係る手続等免除承認申請書を平成 26 年 7 月 7 日にさいたま市に提出し、7 月 17 日に承認を受けております。

主な変更内容としては、小児医療センターの地下階を地下 2 階から地下 1 階にすることによる延べ床面積の減少でございます。これらの変更は、評価書の各調査項目に対しては大きく影響を及ぼすことはないと考えております。

以上で本事業の概要説明を終了いたします。

○土井副統括部長 それでは、引き続き調査結果の概要についてご説明いたします。私、久米設計の土井と申します。よろしく申し上げます。

まず、序一1の左側をごらんください。

今回の事後調査は、供用後における大気質、騒音、振動、景観、電波障害、風害、廃棄物等、温室効果ガス等、地域交通及び安全の10項目並びに第5章の工事中における大気質、騒音、振動、水象、廃棄物等、地域交通の6項目についてご報告いたします。

なお、工事中の大気質、騒音、振動、地域交通は、平成27年4月に提出した工事中の事後調査報告書で、工事の影響が最大となる時期における調査結果を報告しておりまして、今回は平成27年5月から工事が完了した平成28年8月までの環境保全のための措置の実施状況について報告いたします。

それでは、4-1-1ページをごらんください。

大気質です。

大気質では、施設の稼働、自動車の交通の発生に伴う影響を把握するために事後調査を実施しました。

なお、評価書に示した事後調査計画に基づき、予測条件として設定した事項について調査を行いました。

(1) 調査項目は、地下駐車場の利用状況、地下駐車場の状況、熱源施設の状況、環境の保全のための措置の実施状況の4項目になってございます。

地下駐車場の利用状況の調査は、平成29年10月12日から13日に実施しました。

調査地点は4-1-2ページをごらんください。

調査は、地下駐車場の出入り口1から3の3地点で行いました。

調査結果は4-1-3ページの表4-1-3に示すとおり、1日当たりの入庫が合計662台、出庫が合計682台でした。

熱源施設の諸元は4-1-6ページ並びに排気口の位置は4-1-7ページに示しております。

環境保全のための措置の実施状況は4-1-8ページに示したとおり、評価書に記載した環境の保全のための措置は全て計画どおり実施しております。

予測条件として、事後調査結果の比較考察は、4-1-9ページから11ページに示しております。

地下駐車場利用台数の利用調査結果は4-1-9ページの表4-1-7に示すとおり、予測条件を下回っていました。下回った理由としましては、小児医療センターの地下階数を変更したことによりまして、機械式駐車場の出入り口についても地下1階5カ所から地上1階3カ所、

地下1階2カ所に変更することとなりまして、ライン用の主要な駐車場出入り口が地上となったことで、地下を利用する車両が大幅に減ったことが要因と考えられます。また、排気口の位置、高さに大きな変更はありませんでした。

熱源施設の窒素酸化物排出量の事後調査結果は、同じページの表4-1-8に示すとおり、予測条件を下回っていました。下回った理由としましては、評価書提出以後、設計の進捗に伴い、詳細な負荷計算による容量設定、地域冷暖房や電気等を含めた熱源構成の詳細検討により、熱源施設の台数や諸元の見直しを行ったことが要因と考えられます。また、排気口の位置、高さに大きな変更はありませんでした。

以上のことから、施設の稼働により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

4-1-12ページをごらんください。

次に、自動車交通の発生に伴う大気質の影響について説明いたします。

(1) 調査項目は、道路交通の状況、環境の保全のための措置実施状況の2項目です。道路交通の状況の調査は、平成29年10月12日から13日に実施しました。

調査地点は4-1-13ページをごらんください。

調査は、関連車両の出入り口、AからHの8カ所、並びに評価書の予測地点と同じ道路沿道No. 1からNo. 5の5地点で行いました。

調査結果は4-1-14ページに示しております。

出入り口における関連車両台数は、表4-1-11に示すとおり、1日当たりの入庫が合計1,711台、出庫が合計1,669台でした。また、道路沿道の自動車交通量は、表4-1-12に示すとおり、1日当たり合計、西大通り沿道No. 2の7,445台からNo. 3の1万7,689台でした。ちなみに大型車混入率は7.9%から9.3%でした。

環境の保全のための措置の実施状況は4-1-15から16ページに示すとおり、評価書に記載した環境保全の措置は全て計画どおり実施しています。

予測条件と事後調査の結果、比較考察は4-1-17ページに示しております。

関連車両台数の利用調査結果は予測条件と同程度になっていました。また、沿道の自動車交通量の事後調査結果は、No. 2の西大通り沿道で予測条件を上回っていましたが、関連車両台数の事後調査結果が予測条件とほぼ同程度であったことから、本事業による影響はないと考えています。

その他の地点で事後調査の結果は予測条件を下回っているため、自動車交通の発生に伴う影響は予測結果よりも小さく抑えられているものと考えられます。

以上のことから、自動車交通の発生により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

4-2-1 ページをごらんください。

騒音です。

騒音では、施設の稼働、自動車交通の発生に伴う影響を把握するために事後調査を実施しました。大気質と同様、予測条件として設定した事項について調査を行いました。

(1) 調査項目は、設備機器の状況、ヘリコプターの状況、環境への保全のための措置の実施状況の3項目です。

設備機器、ヘリコプターの状況は4-2-1 から4 ページに示しております。さいたま赤十字病院が災害拠点病院となっているため、その附帯施設として同病院の屋上に飛行場外離着陸場を設置しております。ヘリコプターの飛行経路は周辺の高層建築物や文教施設の分布状況を考慮し、北、または西方面から着陸、西区方面へ離陸することになっています。

環境保全のための措置の実施状況は、4-2-4 ページに示すとおり、評価書に記載した環境保全のための措置は全て計画どおり実施しております。

予測条件と事後調査結果の比較考察は、4-2-5 から7 ページに示しております。

4-2-6 ページに示す事後調査の設備機器の位置と4-2-7 ページに示す評価書での設備機器の位置は、予測条件と比較すると異なっていますが、種類、台数、パワーレベルに大きな変更はありません。また、低騒音型の設備機器の採用、消音機等、消音対策を実施することで、騒音の低減に努めています。

以上のことから、施設の稼働により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

次に、自動車交通の発生に伴う騒音の影響ですが、大気質で説明したとおり、騒音についても自動車交通の発生による周辺の環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

また、4-2-9 ページの環境保全のための措置は、全て計画どおり実施しています。

続きまして、4-3-1 ページをごらんください。

振動です。

振動では、自動車交通の発生に伴う影響を把握するために事後調査を実施しました。大気質、騒音でご説明したとおり、振動についても自動車交通の発生により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。また、環境の保全のための措置は全て計画どおり実施しております。

続きまして、4-4-1 ページをごらんください。景観です。

景観では、施設の存在に伴う影響を把握するために事後調査を実施しました。

(1) 調査項目は、主要な眺望景観の状況、建物の状況、環境の保全のための措置の実施状況の3項目です。主要な眺望環境の状況の調査は、平成29年10月12日に実施しました。

調査地点は4-4-2ページをごらんください。

調査は評価書の予測地点と同じ計画値周辺の5地点で行いました。

調査結果は4-4-4から8ページに示しております。

上段が予測結果、下段が事後調査結果となっております。

建物の状況及び環境保全のための措置の実施状況は、4-4-3ページに示すとおり、評価書に記載した環境の保全のための措置は全て計画どおり実施しております。予測評価結果と事後調査結果の比較考察は4-4-9ページに示しております。

4-4-4、4-4-5ページに示した事業地近傍の地点からは、建築物が視野の大部分を占めますが、開口部を適切に配置し、外壁の色彩にアクセントをつけるなど、意匠上の工夫により表情豊かなファサードになるよう配慮しており、圧迫感の軽減を図っております。

また、4-4-5に示す既存デッキと接続する歩行者デッキは、植栽を整備し、さいたま新都心地区の回遊性を高めるとともに、良好な都市景観を形成しています。

その他の地点からは、既存の高層建築物と一体的に認識され、周辺環境との調和に配慮した建物形状、調和を図った色彩等を採用したことで、まとまりのある都市景観を形成しています。

以上のことから、施設の存在により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

続きまして、4-5-1ページをごらんください。

電波障害です。

電波障害では、施設の存在に伴う影響を把握するために事後調査を実施しました。

(1) 調査項目は、建物の状況、環境保全のための措置の実施状況の2項目です。

建築物の状況及び環境保全のための措置の実施状況並びに事後調査結果の比較考察は4-5-2ページに示しております。

評価書に記載した環境の保全のための措置は全て計画どおり実施しています。また、電波障害に関する住民の意見はなく、本事業に起因する障害は確認されませんでした。

以上のことから、施設の存在により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

続きまして、4-6-1ページをごらんください。風害です。

風害では、施設の存在に伴う影響を把握するために事後調査を実施しました。

(1) 調査の項目は、風の状況、建築物の状況、環境の保全のための措置の実施状況の3項目です。

風の状況の調査は、平成28年11月から平成29年10月の1年間実施しました。

調査地点は4-6-2ページに風向、風速計の設置状況は4-6-3ページの写真をご覧ください。

調査は、建設後風環境が悪化すると予測したNo. 1、不特定多数の人が利用するデッキ上のNo. 2の2地点で行いました。

調査結果は4-6-3から4ページに示しております。

4-6-4ページの図の4-6-2に示したとおり、風速1m/s以上の風速はNo. 1で西北西の風、No. 2で西の風の出現頻度が高くなっていました。

環境の保全のための措置の実施状況は、4-6-5ページの写真4-6-2に示すとおり、強風時の安全対策として、歩行者デッキ上に注意喚起の表示を行いました。

予測評価結果と事後調査結果の比較考察は4-6-6ページに示しております。

4-6-6ページの表4-6-6に示すとおり、No. 1は低中層市街地相当の領域B、No. 2は住宅地相当の領域Aであり、両地点とも風環境評価の事後調査結果は予測結果と同じでした。

以上のことから、施設の存在により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

続きまして、4-7-1ページをご覧ください。

廃棄物等です。

廃棄物等では、施設の稼働に伴う影響を把握するために事後調査を実施しました。

(1) 調査項目は、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の排出状況、雨水及び処理水の利用状況、環境保全のための措置の実施状況の3項目です。

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の排出状況、雨水及び処理水の利用状況の調査は、病院供用開始後の平成29年1月から12月の1年間を実施しました。

調査結果は4-7-2から3ページに示しております。

また、環境保全のための実施状況は4-7-3ページに示すとおり、評価書に記載した環境の保全のための措置は全て計画どおり実施しております。

予測評価結果と事後調査結果の比較考察は4-7-7ページに示しております。

表4-7-6に示すとおり、1日当たり事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量の事後調査結果は約1.7トン、予測結果の約7トンを下回っていました。廃棄物につきましては、使用削減と分別回収、関係者に周知徹底し、資源の有効利用、廃棄物の減容化等を図っています。また、廃棄物の保管場所の設置につきましては、許可業者に委託して適正に処理しております。

次に、1日当たりの中水の使用量の事後調査結果は約48.7立米、予測結果では約140立米より少なくなっていました。

本事業では、評価書に記載した中水利用のほか、屋根降雨水を地下水槽に貯留し、トイレ等の洗浄水として利用しております。

以上のことから、施設の稼働に伴う廃棄物等の排出抑制及び水の有効利用は、実行可能な範囲で図られていると考えます。

続きまして、4-8-1ページ、温室効果ガス等です。

温室効果ガス等では、施設の稼働に伴う影響を把握するために事後調査を実施しました。

(1) 調査項目は、温室効果ガスの排出状況、環境保全のための措置の実施状況の2項目です。

温室効果ガスの排出状況の調査は、両病院供用開始後の平成29年1月から12月の1年間実施しました。

調査結果は4-8-1から2ページに示しております。

環境保全のための措置の実施状況は4-8-2ページに示すとおり、評価書に記載した環境保全のための措置は全て計画どおり実施しております。

また、写真4-8-1に示すとおり、小児医療センターの屋上に太陽光パネルを設置し、二酸化炭素排出量の削減にも努めております。

予測評価結果と事後調査結果の比較考察は4-8-3ページに示しております。

温室効果ガスの排出量の事後調査結果は年間約1万6,245トン、予測結果は年間約1万9,909トンと下回っておりました。

本事業では、評価書に記載されたとおり、地域冷暖房熱源の併用や高効率熱源機器等の省エネルギー設備の採用、小児医療センターの屋上に太陽光パネルの設置等、二酸化炭素排出量の削減に努めています。

以上のことから、施設の稼働に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲で図られると考えます。

続きまして、4-9-1ページ、地域交通です。

地域交通では、自動車及び歩行者交通の発生に伴う影響を把握するために事後調査を実施しました。

初めに、自動車交通の発生に伴う地域交通への影響についてご説明いたします。

(1) 調査項目は、自動車の交通量の状況、環境の保全のための措置の実施状況の2項目で

す。

自動車の交通の状況調査は、平成29年10月12日から13日に実施しました。

調査地点は4-9-2ページをごらんください。

調査は関連車両の出入り口、AからHの8カ所、それから自動車交通では評価書の予測地点と同じ周辺交差点1から13の13地点で行いました。

調査結果は、4-9-3ページの表4-9-3に示すとおり、出入り口における関連車両台数は、大気質でご説明いたしましたが、1日当たり入庫が1,711台、出庫が合計1,669台でした。

また、周辺交差点における交差点流入交通量は4-9-12及び15ページに示すとおり、1日当たりNo. 9の3,997台から最大No. 5の2万9,080台、ピーク時間帯では1時間当たり321台から2,106台となっております。

環境保全のための措置の実施状況は4-9-16から18ページに示すとおり、評価書に記載した環境保全のための措置は全て計画どおり実施しております。

予測条件と事後調査結果の比較考察は4-9-19ページに示しております。

交差点の需要率は表4-9-9に示すとおり、0.108から0.535であり、No. 4、5、6、10、12、13の6地点で予測結果を上回っていましたが、先ほどご説明したとおり、関連車両台数の事後調査結果が予測条件とほぼ同程度であったことから、本事業による影響ではないと考えます。

なお、交差点需要率は交通処理が可能とされる値0.9を大きく下回っております。

以上のことから、自動車交通の発生により周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

4-9-21ページをごらんください。

次に、歩行者交通です。

(1) 調査項目は、歩行者・自転車交通量の状況、環境の保全のための措置の実施状況の2項目です。

歩行者・自転車交通量の状況の調査は、平成29年10月12日に実施しました。

調査地点は4-9-22から23ページをごらんください。

調査は病院等の施設の出入り口、評価書の予測地点と同じアからコの10地点で行いました。

調査結果は4-9-24から25ページに示しております。

病院等の施設の出入り口における15時間の歩行者交通量は入場が9,529人、退場が9,571人でした。また、周辺道路における歩行者・自転車交通量は地点イの916人から地点キの1万9,643

人、ピーク15分では45人から1,022人となっております。

環境の保全のための措置の実施状況は4-9-26ページに示すとおり、評価書に記載した環境の保全のための措置は全て計画どおり実施しております。

予測条件と事後調査の比較考察は、4-9-26から27ページに示しております。

歩行者サービス水準は表4-9-17に示すとおり、全ての地点で自由歩行の水準Aであり、予測結果と同じでした。

以上のことから、歩行者交通の発生による周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えます。

続きまして、4-10-1ページをごらんください。

安全です。

安全では、施設の稼働に伴う影響を把握するために事後調査を実施しました。

調査項目は、危険物の管理状況、環境の保全のための措置の実施状況の2項目です。

危険物の管理状況の調査結果は4-10-1から3ページに環境の保全のための措置の実施状況は4-10-4から5ページに示しております。

評価書に記載した環境保全のための措置は全て計画どおり実施しております。

予測と評価結果と事後調査結果の比較考察は4-10-6ページに示しております。

本事業では、関係法令に基づく危険物を取り扱っており、取り扱いに当たっては、取り扱う施設、設備ごとに危険物取扱者を設置し、関連法令を遵守し、適正に安全管理を徹底しています。

また、4-10-4ページの環境の保全のための措置の実施状況に示すとおり、平常時の予防活動、災害時の応急対策活動についての必要事項を定めた防火管理及び防災管理にかかわる消防計画を作成し、総合的な安全管理の体制を整備するとともに、定期的に防火・防災教育及び訓練を行っております。

以上のことから、施設の稼働に伴う危険物の火災及び爆発並びに漏えい及び拡散の防止、施設の総合的な安全性が十分確保できていると考えています。

続きまして、工事中の事後調査結果についてご説明します。

工事中の事後調査結果について、6-5ページをごらんください。

最初にご説明いたしました、工事中の大気質、騒音、振動、地域交通は平成27年4月に提出した工事中の事後調査報告で工事の影響が最大となる時期における調査結果を報告しており、今回は平成27年5月から工事が完了した平成28年8月までの環境保全の措置の実施状況について

てご報告いたします。

5-1-1から5-3-7ページ並びに5-6-1から5ページ示すとおり、大気質、騒音、振動、地域交通については、評価書に記載した環境保全のための措置を確実に実施していることから、周辺環境に著しい影響はないと考えています。

続いて、5-4-1ページからの水象ですが、建設工事に伴う影響を把握するために事後調査を実施しました。

5-4-2ページに示した土工事の範囲は、予測条件とおおむね同じ範囲でした。掘削深さについては、さいたま赤十字病院はおおむね同程度、小児医療センターは地下階数を変更したために予測条件より浅くなっておりました。

計画地周辺の地下水への著しい影響を生じさせないよう、十分配慮した山留工事を行いました。

以上のことから、土工事により計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはありませんでした。

6-6ページをごらんください。

廃棄物です。

建設工事に伴う影響を把握するために事後調査を実施しました。

事後調査の期間は、工事期間中である平成26年2月から平成28年8月まで約31カ月を対象としました。

工事期間中の建設廃棄物の発生量の事後調査結果は8,558.7トン、予測結果は2,577トンと大きく上回っておりました。予測結果を大きく上回った理由として、評価書で想定していなかった地中埋設物が確認されたことが要因と考えられます。再資源化率は予測結果の94%を上回る98%となっていました。

建設期間中の建設汚泥の発生量の事後調査結果は5万951立方メートル、予測結果の7万1,567立方メートルを下回っていました。予測結果を下回った理由としましては、山留壁の設置深さを抑制したことが要因と考えられます。再資源化率は予測結果の85%を上回る100%になっておりました。

工事期間中の建設残土の発生量の事後調査結果は19万3,089立方メートル、予測結果の34万5,348立方メートルを下回っておりました。予測結果を下回った理由として、小児医療センターが地下階数を変更したことが要因と考えられます。有効利用率は、予測結果の90%を上回る98.4%となっていました。

以上のことから、建設工事に伴う廃棄物等の抑制、排出抑制は、実行可能な範囲で図られたと考えます。

以上で事後調査結果の概要のご説明を終了します。ありがとうございました。

○田中係長 引き続き資料4につきまして、手短にご説明させていただきます。

先ほど申しましたように、今回の事後調査書につきまして、市民の方から3通の意見書が出されてきております。ただし、このうちの1通につきましては匿名希望ということで、住所、氏名が記載されておりましたので、この1通につきましては参考扱いとして、正式には2通の意見書を受理しております。

内容としましては、救急車のサイレンに関する音が中心となっておりまして、資料に記載しているとおりでございます。

ただし、この救急車のサイレン音につきましては、この事業の環境影響評価の検討開始時から住民から意見が出ており、議論されておりますが、基本的にはサイレン音につきましては、まず他法令で90デシベル以上の音量でサイレンを鳴らして走行することという規定がございます。また、救急車の運行主体が病院側ではなく、市町村の消防部局になっておりますので、基本的にはこの環境影響評価の評価対象にはならないということで扱われてきております。

ただし、法令の規定があるなしにかかわらず、事業者側として最大限、配慮が可能であれば、検討し評価して、配慮を検討するというのがこの環境影響評価の趣旨でもございますので、市としましても準備書に対する市長意見の中でも、サイレン音につきましても事業者が可能な限り配慮、検討するよという意見を付しております。

また、評価書、あるいは今回の事後調査書の2—12ページにもサイレンに関する記述は一部ございます。

以上で事務局及び事業者からの説明を終わります。

○永澤会長 ありがとうございました。

それでは、この事後調査書について、皆様から、どの部分でも結構でございます。お気づきになった点についてご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

どなたかございますか。

どうぞ。

○藤野委員 全て私の専門ではない部分なのですが、幾つかありますので、質問いたします。

まずページ数4—1—9ページの表の4—1—8の窒素酸化物排出量についてですが、これ

が予測条件に対して事後調査が10分の1以下におさまっていると。多少の理由が書いてありますけれども、これは逆に言うと予測条件が非常に甘かったのか、これだけ削減できたということの内訳について、もう少し説明をいただきたいというのが1点でございます。

続きまして、4-1-17ページの表の4-1-15です。交通量の予測と事後評価の比較で、その差を台数で表示されているんですが、もともとの予測の台数が地点によって違っておりますので、その差は、やっぱりパーセンテージで評価するべきではないかと。すなわちどのくらいの予測範囲ならばこれは妥当だというふうに言えるのか、それが5%なのか10%なのかですね、大体そういう基準があるんじゃないかと思ったんですけれども、単純に2,000台超えとなれば、結構な割合になるわけですし、マイナス1,000台とかあるんですけれども。ちょっとこの差だけ言われてもよくわからないというのがあります。

それから、CO₂の削減で、2割削減されていますけれども、この2割の削減というのは、太陽光のパネルを置いたことによって2割削減されたのか、やはりこれは削減できることについては非常にいいことですから、この内訳を精査していただきたいというのがあります。

それと、再生水の割合なんですけれども、再生水の規模というか量もちょっと減っていたんですが、割合が14%から10.3%ということで、再生水の割合はできればふやすというのが理想だと思っんですけれども、減った理由としては、地下の貯留を使っているというんですが、それがこの4%の差につながっているのかということですね。地下の貯留を合わせれば再生水の割合はどのくらい上がるのかということですね。

あとは、風の部分では、表の4-6-5ですね。風環境評価尺度ということで、資料の参考にしたものが風工学研究所のデータなんですけど、昭和61年ということで、もう35年ぐらい前のデータということになります。それで、ここに住宅地相当と書いて、低中層市街地相当とか中高層市街地相当とかとカテゴリーがありまして、その結果としては、この測定した場所の領域はAかBであるということになるんですが、実際にはこのエリアはどちらかといえば中高層市街地相当なんじゃないかというのが私の感想なんです。そういうところだけでも、結果としては低中層市街地レベルで、思ったほど強い風にならなかったとかですね、どういう評価をしていいのかが、結果的に今回の建物をつくったことで予測と合っていたということだけではなくて、従来の考え方と比べると、これは環境としてはよくなっているんだとか、そういう総評をいただきたいなと思います。

あと最後に、地中埋設物というのがありますね、6-6ページだったと思うんですが、予測の3倍以上ということですから、これはかなりの埋設物ということだというふうに捉えてしま

うんですが、これだけのものが予測できなかったのかというふうにはちょっと思いました。この点について回答をお願いいたします。

○永澤会長 ありがとうございます。

今5項目ご質問いただいたんですけども、まず最初に窒素酸化物に関してはいかがですか。4-1-9ページのところですかね。窒素酸化物が予測の10分の1しか出ないのは予測が悪いんじゃないかということですけども、いかがでしょうか。

○土井副統括部長 評価書の時点で、準備書から評価書に移る、まず準備書の段階では計画段階でございました。この環境影響を分析するに当たって、ある程度多目に当然とらまえてございます。というのは、評価書が終わった段階で実施の中で容量が増えると、それだけの環境影響が増えるものですから、まだ計画の段階でございましたので、かなり安全を見ました。実際基本設計、実施設計に入っております。その中では、当然コストダウンを含めまして、ここまで10分の1になるかというのはございますが、かなり詳細な検証を行って、ぎりぎりの熱源容量と、それから地域冷暖房施設への取り込みだとか、そういうものも含めて詳細な検討の中でこれだけの許容量のダウンという形になってきたというのが現実でございます。

○永澤会長 よろしいでしょうか。

あと、次は自動車の件ですね。

○土井副統括部長 4-1-17ページをごらんください。

この環境影響評価につきましての自動車交通の影響についてなんですけど、基本的には、この事業から発生する車の台数の多寡によって影響があるかないかというのを事後調査したわけです。実際この台数が増えたというのは、周辺の開発ができました。予測なんですけれども、LIXILビバさんが開業しました、その後に。地域交通はやっぱり変化するわけで、この開発によって変化するのかどうかという分析をした中で、出入口調査を行って台数がほとんど増えていないと、ほとんど評価書と同程度であったということをもって、環境影響的には少ないという判断をしました。これが2点目でございます。

ですから、多分2,000台増えたという部分は、これはどういう原因かというのはちょっと調べられませんが、多分周辺の開発による交通量が増加したというふうには考えられるんじゃないかというふうに書いてございます。

○永澤会長 その2,000台ふえたという地点は、先ほどの周辺の開発と連携している場所と違ってよろしいですか。

○土井副統括部長 かもしれませんということしか言えません。

○永澤会長 次はCO₂の削減のことですけれども、何ページでしたか。

○林技師長 準備書の予測評価時点ではベースとして想定していたのが従来の病院、移転前の、古い病院の実績値から想定をして算定をしております。当然新しい病院になりますと、かなり設備機器ですと高効率なものを取り入れておりますので、今日ご報告したものは実績値でございますので、そこでかなりの改善が図られているのではないかと考えております。

○永澤会長 それから、再生水の比率の問題ですが。

○土井副統括部長 きょうご説明できないかもしれませんが、全体の水の使用量、上水から何から、それが多分削減されて、比較をすると中水も下がっているのではないかとこのように予測はされるんですが、今そのデータはちょっとないものですから。全体のいわゆるエネルギーもそうです、水もそうです。そういうものが下がってきているのではないかとこのように思われますが、今、全体の日赤さん、それから小児医療センターの使用量というのは、手元に資料がないものですから、明確なご回答はできないという状況です。

○藤野委員 今の答えに関しては、全体が下がっているというか、多分効率のいいものにどんどん置きかわっているんだと思うんですけれども、再生水に関しては、やっぱり上げていくのが理想なんですけれども、上がらなかったということについてはなぜかという。ここはこうだったからじゃないかという、別にこれで結論を出すつもりではないんですけれども。再生水はもう今後何を開発するにしてももっと重要になってくるパラメーターだと思いますので。これについてはケース・バイ・ケースだと思うんですけれども、今回の事例ではどうだったかということちょっと知りたい。コメントとしてでも構いません。

○永澤会長 よろしいですか。

それでは次に風に関してですけれども、建物の形態として、AとかBをとっていますけれども、それでよろしかったかどうかと。

○林技師長 先ほど藤野先生から、30年前の尺度だというお話がありまして、実際これは確かにそうなんですけれども、この風環境評価の指標としましては、さいたま市の技術指針でも規定されていると思うんですけれども、この風工学研究所方式と、それからもとの東京大学生産技術研究所の村上先生による評価と、この2つの方法ということで、評価のもとになっているのは平均風速と最大瞬間風速ということで別々なんですけれども、累積頻度を両方とも念頭に置いている。要は、そこの風の状況というのが風洞実験ですとかシミュレーションなどで、風速がどのくらい変わるかというところを評価しつつも、それを気象観測所のデータによって何年間か、10年間とか5年間とかということで累積頻度にしまして、その累積頻度から平均的にど

のくらいの風が吹くですとか、頻度がどのくらいになるという評価をしているということで、この評価方式自体は、確かにもう30年来使われているんですけども、逆にかなりもうこの環境アセスメントが浸透してきている状況も踏まえて、世の中の的にはかなり受け入れられている評価の方法と考えております。

ですので、例えばやはりこういうシミュレーションを行って領域が、このDの強風地域相当というのは、よくないよというのは昔から言われております。現在でもそうなんですけれども、これになるような、新たにこれが生じるようなことになったら相当な対策を施さなければいけないという認識では、これはもうずっと歴史的にもそういう考え方で来ているところでございます。

この領域区分ですけども、確かにA B C Dということで、住宅地相当、低中層市街地相当、中高層市街地相当というのはありまして、この領域としては、たしかこの部分で許容される用途というのは、村上先生の評価でもあるんですけども、例えば住宅地相当というのは、平屋が多いという住宅、それから逆に中高層市街地相当というのは、どちらかといいますと東京の丸の内、大手町あたりのところを念頭に置いて設定していたようでございます。その間が領域Bというところで、市街地からビル街の中間的なところというイメージのところのようでございます。

この中高層市街地相当、確かにこのさいたま新都心も高層ビルが建ち並んできてはいるものの、かなり敷地の区画が大規模になっておりまして、建物間があいているというような状況もあり、必ずしも、ここでこの評価尺度で想定している中高層市街地相当というところではない、土地利用としては中高層市街地なのですけれども、形の状況としては、この区分ではなかなか難しいところだと思います。広い、広がりがあるところに高層、大規模な建築物があるような場所というところですので、非常に難しいところではございますけれども、予測でも、この事後調査の結果でも、幸いなことに領域AもしくはBということで、この利用に当たってはそれほど、この建物によって大きな影響を受けたものではないということがわかったというところでございます。なかなかこの場所のその評価というのは、これは実際にアセス手続をやっているときに住民の方々から、もともとさいたま新都心の駅を出たところの風が強いというご意見がございましたので、局所的には強い場所もある、高層のビルもある。だけれども、全体として、この地域全体が領域Cを妥当とするようなところというところでは恐らくないのかなという認識ではあります。ちょっとはつきりしなくて申しわけないんですが。

○藤野委員 よくわかりました。ただ、カテゴリーとして定義するのはいいんですけども、実

際当てはめると難しいというのはお感じになっていることだと思うので、そこで、何か新しい提案なんかもされると、将来においてはもっといい評価になるんじゃないかなということで、そういうご意見でございます。ありがとうございました。

○林技師長 ありがとうございます。

○永澤会長 今のはむしろ、もし本当にその中高層市街地相当だとすると、それに比べて風が相当弱いという原因は、空き地がというか、周りに空間があるからだというふうに考えればいいということですね。

○林技師長 そうですね。もう少し高層の建物が密集を。

○永澤会長 密集していると。

○林技師長 密集しているようなところだと、かなりそういうまた強いところが出てくる、あるいは風の道になって、そこが流れてしまうというところが出てくるんですけども。そこまではまだ至っていないんじゃないかと思われま。

○永澤会長 ということ、はい。わかりました。

次は、最後は地中の埋設物の予測がつかなかったかどうかという点に関してですけれども、いかがでしょうか。

○国分主幹 主な地中埋設物は杭とかコンクリート殻になっております。もともと建物を建設するときにはボーリング調査ということで、敷地の中でポイントポイントの地中というか地層の調査をします。その結果、ある程度どのようなものが混在しているかというのは、ポイントポイントでは予測はできるということで、大体当初ですね、2,700トン程度のものが出てくるのではないかなという状況で建設のほうを始めたという状況でございます。ただ、やっぱり実際掘ってみたら、そのポイントが面的に予想以上に広がったということで、結果的に3倍を超える排出の地中埋設物が出てきてしまったという状況でございます。

○永澤会長 ということよろしいですか。

○藤野委員 実は私、50年間さいたま市の住民なので、50年前のこの姿を知っているんですけども、操車場があったんですよ。だから、その操車場の国の敷地だということで、きちんとそういう事前の土地利用というか、どこに何があったかという情報はちゃんとあったんじゃないかと思うんですけどもね。杭、コンクリート殻が出てくるというのはともかくなんですけれども、それが予想の3倍も出てくるというのはどうなんだろうなというふうに、一般の市民的な感覚としてちょっと思ったんですけども。

○永澤会長 よろしいですか。

ほかの先生方から何かご質問、ご意見ございますか。

○篠原委員 予想よりも少なくなったのは大変喜ばしいことだと考えます。

それで、車両に関して、病院管理の関係車両には、アイドリングストップにしる、それから排出ガスの低いものを使っていらっしゃるのがわかったんですけども、一般車両について注意がいろいろ書いてあるものの遵守状況というのは観察されたことがありますかというのが1つ。もしくは、そこで窒素酸化物を図ってみたことがもしあったら教えていただきたい、これが1つです。

もう一つは、車の出入りの台数の表を見てみると、出る専用のところに入ってきたり、入ってくる専用のところに出ていったりする車が、台数は多くはないんですが、あるという表になっているんですが、それというのは、何か車両によっては逆方向でいいというルールがあるのか、それとも単に間違えて出入りしているのか、どちらなのか教えていただけたらと思います。

○永澤会長 今の件に関していかがでしょう。実際のその車両がどういうふうに行動しているかというご質問だと思います。

○山崎副局長 ご質問の趣旨は、一般の患者さんのご利用の車両について、アイドリングストップとかされているかとか、そういう……

○篠原委員 そうなの、観察されたことがありますかということですか。

○山崎副局長 まず、小児医療センターの実情をご説明しますと、335台の駐車場のうち320台ほどが機械式駐車場になってございまして、要するに乗り入れするときに誘導員がおりますので、そこで全て車両をとめていただいて乗りおりする形になっておりますので、全てエンジンはとまるという形になります。あと、平置き駐車場というものが15台ございまして、またそれらにつきましても、すぐそばに守衛の者がおりますので、車を停止していただいているのは確認をしております。

それからあと、ご質問の趣旨で、車の出入りがある程度、方向性が同じようなお話がありましたが、基本的に駐車場については、患者さんのご利用と、それから一般の車両の利用の駐車場というので分けてございまして、業者用の車両ですね、それにつきましては日赤さんの入口のほうから入って、日赤さんの出口から出るというような運用をしておりますので、そういったことである程度の車の出入りがあるということなのかなと思うんですが、ご質問の趣旨、合ってございますか。ちょっと違いますか。

○篠原委員 だから、入り口専用と書いてあるアルファベットのところになぜか出ていっている車の台数が表に入っているの、やや不思議だなと思った、ただそれだけのことなんです、

単純な話なんです。間違っただけで出入りすると危険かなと思っただけのところなんです。

○林技師長 調査したときのことをちょっと確認したんですけども、単にやはり間違えて入ってきた方がいらっしやったということだそうですね。

○篠原委員 そうですね、結構です。

○永澤会長 よろしいですか。

ほかに何かございますか。

○山本委員 2つあるんですけども、事後調査報告書というのは環境要素に対して、その数値が測定されて出てくるのかなと思っただけなんですけれども、さいたま市の事後調査報告というのは、予測条件が予測時と実現時とでどのように違っていたかと、これをもって事後調査という、こういうふうに捉えているわけですね。これは確認なんですけれども、それはよろしいですか。

○林技師長 そのとおりでございます。

○山本委員 わかりました。

それであと、次は非常に悩ましいんですけども、この資料4の扱いなんですけれども、基本的にはこの意見書が出てきて、そして市長に対する意見書が出てきて、6月26日付で事業者に写しを送付ということなんですけれども、この後はどういうふうになるのでしょうか。

○田中係長 事務局からお答えいたします。

まず、準備書の段階で、市から一度事業者に対しまして、このサイレン音に関する意見は付しております。参考でお配りをしております評価書の一番後ろをごらんいただきますと、意見の内容が出ておりますが、17-20ページになります。

こちらの交通計画という部分に関する意見としまして、1つ、サイレン音に関しての市長の意見を書いておりますけれども、基本的に救急車の運行主体が一部を除いては別事業者と書いておりますが、実際には各市町村ですね。さいたま市に限らずほかの市町村からも救急車は入ってきますが、市町村が主体で運行しているものでございますので、事業者側が主体的に環境保全措置を講じることができるものではないと断った上で、ただ、事業者として取り得る最大限の配慮を行うべきであるという意見を付しております。

これに関しましての事業者の見解としましては、2-12ページに書かれておりますが、近隣住民とのコミュニケーションを中心としまして、あるいは救急車を運行する市町村等への要請を行うというような形での対応をとっているという見解、回答になっております。

○山本委員 これ以上の何か行動はとらないということですか。

○田中係長 この図書には、法令上の決まりにつきましては、詳しく言及して書かれた部分は

ございません。

○山本委員 これ実は非常に悩ましい問題で、環境基準が制定された平成9年、10年ごろに多少議論がありました。さらに騒音に係る環境基準の評価マニュアルという、どのような音を対象として評価しますかというマニュアルを作成するときも、少し議論がありました。

まず、パトカーとか救急車のサイレンの音というものを騒音として捉えるかどうか。あるいは、ほかにも防災無線の音であるとか、その他いろいろ、人の安全とか救急救命とかそういうものにかかわる音というものを騒音としてとらまえるかどうかという議論がありました。結論から言うと、騒音に係る環境基準の中では、年間を通じて定常的に毎日毎日繰り返して発生するような音、主として道路交通騒音のことを言っているわけですが、こういった音を対象として評価しましょうということでした。したがって、基本は自動車が走行することに伴って発生する音、つまりエンジン排気系の音とタイヤ/路面騒音が対象です。そして、この自動車の交通量は年間を通じて、朝昼晩に同じパターンで繰り返し変動しますので、それを評価しましょうと。

ただ、パトカーであるとか救急車の音というのは、毎日決まった時間に発生するのではなく、ある程度突発的な音だと判定しています。つまり、ある状況によって発生する突発的な音として捉えるものであるので、環境基準の評価対象ではないというふうな捉え方を一つはするわけですね。

それからもう一つは、パトカーであるとか救急車のサイレン音というのは救命とか防犯とか、そういった社会的に必要があって音を出して、人の生命を守らないといけない。今まさに亡くなりそうな人の命を救うということを、一刻を争って活動するのに必要なことなので、これは、やっぱり騒音として規制する、あるいは騒音としてとらえるというのはちょっと難しいのではないかというようなことで、騒音に係る環境基準の評価マニュアルの中では、パトカーのサイレンとか救急車の音というのは除外して考えましょうということになっているんですね。

ところが、今回は病院があつて年1万3,000回入りということで、1日35回発生するということですから、ある意味じゃ、定常的に発生することは発生するんだけど、それをどう考えるかというのは非常に難しいことです。ですから、定常的に発生すると言われると、このデータを見る限り、毎日毎日、繰り返し繰り返し発生するような音であるので、環境基準の評価の対象の音には該当するんだけど、社会通念上、やはりこれは必要な音で、これを消してしまって救われるべき生命が救われなかったとか、防犯、防災といった観点から人の命が失われてしまったということになると、非常に困るということで、これはちょっと騒音としては

扱わない。

2つの考え方があるということで、騒音か騒音でないかという議論がちょっとあるんですけども、今は騒音として捉えないというふうに考えられています。

もう一つは、これがアセスの対象かどうかという観点もあるんですね。アセスをやるというのは、未来に公害が発生しないように、公害の未然防止をしようということで、事前に環境予測をして評価をして、できるだけ将来において公害が発生しないように、あらかじめそういう対応をしましょうと。発生するようであれば、何かの保全対策をしなければいけないし、それが避けられないようであればできるだけ軽減するような対応策をすべきだという考え方なので。今回の救急車のサイレン音は、ある意味、アセスの対象とも考えることができるというようなことですので、この辺は非常に悩ましく思っています。

ちょっとグレーな部分はあるんですけども、1つの検討課題として捉える必要があると思います。ただ、ほかの地域にも恐らくこういう同じ問題はあるんだろうと思います。今回の例はしようがないというか、こういう形なんですけれども。ほかにもこれからこういう事例が出てくるかもしれないので、行政のほうとしては、考え方を少し明確にしておく必要があると思います。

それで、この案件は、既に建設が終り、供用が始まっていますので、これはもうアセスの問題ではなくて、現在ある、別の法令の範囲で評価すべき問題として捉えないといけないので、これについては我々はもうちょっとこれ以上入り込むことは難しいなというふうに思います。これは、私の意見ですけども、何かさいたま市さんのほうから意見があれば。

○永澤会長 何か。

○田中係長 この件につきましては、今、山本委員にご説明いただきましたとおり、直接的には環境影響評価で取り扱うべき性質のものではないと考えております。この事業に関する環境影響評価の手続を開始した時点から、そのようなスタンスをとってきております。今後このサイレン音につきましては、物理的な音の対策であるとか、救急車両自体の対策というよりは、事業者側と近隣住民とのコミュニケーションの部分で、十分にコミュニケーションを図って理解をいただくような形で努力をしていただくようにというスタンスで考えていきたいと思っております。

○永澤会長 ほかにご意見ございますか。

○小嶋委員 先ほどの篠原先生からのご意見のところなんですけれども、出入りの方向を間違えている車があるのであれば危険な状態が起こってしまうんじゃないかというご意見もあった

と思います。そちらについて、Cの入り口のところですと、21台間違えているということだと思うので、1時間に1台ぐらいは間違えて出てきてしまっているということで、交通安全上危険な状態ということかと思えます。何か間違えないような追加の対策をご検討をいただくということかと思えますが、そちらについてご対応があれば教えていただければと思います。

○山崎副局長 施設内の出入り口につきましては、一応、当センターでも日赤さんの方でも誘導員の方を配置しておりますので、今後そのような誤りがないよう、誘導員の方にも周知徹底ないしはそういったことがあるということで、ご理解の上でやっていっていただくように周知徹底に努めていきたいと思っております。

○永澤会長 ほかにございますか。

○渡辺（季）委員 まず4-1-17ページ、関係車両の予測、表の4-1-14になりますが、この中で救急車両の大型車は、この時点では予測しなかった。ただ、実際には事後の調査で100台増えましたとありましたけれども、これはなぜこうなったのでしょうかという単純な質問です。

それから2点目、4-6-6ページ、これの表の4-6-6、予測地点が148と201という番号になっていますが、これはもしかしたら事前にこういう地点を定めたけれども、後に1番、2番ということになったのかなと思われそうですが、このあたりはいかがでしょうか。

それから、先ほどから出ています4-11-1ページのところ、住民等からのサイレン音に関する意見、こちらにつきましては、先ほどいろいろとお聞きしましたけれども、できればオの7-1ページのような意見の概要と、それから対応の状況、こういうものが見やすくまとまっておりますので、このような形、あるいはどういう通知をしたかというような、周知をしたかという、そういうような対応をされたらいかがかと思えます。

○永澤会長 それでは、4-1-17ページに関してはいかがでしょうか。

○林技師長 車両について、実際のカウントは、これは救急車両もカウントはしているんですけども、予測条件としては、一般の来院車両、一般の患者さん等、来院車両と病院の関係のサプライなどをやる車両、それを見込んで設定しておりますので、予測の時点では救急車両というのは、先ほどの話のように、各市町村の消防がやっておりますので、予測条件としては考慮していなかったというところがございます。ただ、事後調査ではカウントをしておりますので、そこで差が出てきているということがございます。

○永澤会長 これは、その差は緊急車両分と聞いていいんですか。

○林技師長 それもあるんですけども、一部小型車として見込んでいたサプライ関係のもの

が大型車で来たというものも含まれているということでございます。

○永澤会長 次は4-6-6ページですね、風の。

○林技師長 風の予測地点と調査地点の違いについては。

○永澤会長 番号が146、201というのがNo. 1と2になっているんですけども、これは。

○林技師長 これは、予測地点というのは、準備書と評価書は同じなんですけれども、そちらで各地点を周辺にたくさん設定しましたうちのこの148番のほうが今回の計画で最も風の変化が大きいと予測された地点でしたので、その近くに事後調査の地点を設定したということで、1番という形にさせていただいております。

それから、201というのはさいたま赤十字病院に至るデッキ上のところが、やはり人の通行が多いだらうということで、その人への影響を考慮する意味でということで、2番目の地点ということで、別の振り方をしているというところがございますので。あくまでもその予測地点というのは、準備書、評価書のときのシミュレーションのその地点の番号ということでございます。

○永澤会長 それから3番目ですが、4-11-1ページの住民の方からのサイレンに関するご意見等に関して、5-7-1ページのようなご意見に関してどういう対応をしたかという表にしたほうが見やすいということに関しては、書き直される意思はありますか。

○松井技術幹 埼玉県病院局経営管理課技術幹の松井と言います。よろしく願いいたします。

サイレンにつきましては、やはりこれまで周辺住民の皆様から病院に対しまして、サイレン音に関するさまざまな申し出をいただいております。このため両病院におきましては、平成29年3月から県内各消防本部に対して、可能な範囲でサイレンを消すことでありますとか、走行ルートを分散することありますとか、高速道路を利用すること、それから深夜走行では特に注意をすることについて要望させていただいております。県では、消防行政関係部署へ働きかけをするよう両病院から依頼を受けたことから、平成29年10月にサイレン音についての配慮や走行ルートなどについて、県内の消防本部や各救急病院に依頼を行わせていただいております。

さいたま市の消防本部におきましては、趣旨は理解していただいているわけでございますが、救急搬送している間は、法律上サイレンを消すことはできないことや、また命にかかわる重篤な患者を救うために1分1秒を争う状態で救急搬送しているケースでは最短ルートを選択せざるを得ないということの見解をいただいております。また、さいたま赤十字病院や小児医療センターの救急搬送では、他の病院で処置できない重篤な患者を搬送するケースが多いということでございます。

しかし、緊急度の低い搬送では可能な限り配慮をすることや県内の消防本部に周知をするなどの対応をしていただいております。県としては、今後も関係部局と連携しながら必要な意見を届けていきたいと考えておるわけでございますが、今回のこの環境アセスの評価という手続においては、ここに載せたほうがふさわしいということであれば、その時系列みたいなものを入れることもあるとは思いますが、県としては、対応は別途このように要望させていただいたり動いておりますので、そちらで対応できればというふうには考えてはおります。

○永澤会長 いかがでしょう。

○渡辺（季）委員 ご回答ありがとうございます。

事情のほうは重々、必要性も十分わかるのですが、要は、県なり市なりの、先ほどありました基本的なサイレン音に対する考え方、それから、その少しでも解消とは言わないですけれども、低減化する方策はこういうのを行っていますみたいなものを記したほうがよいのかなど。そうしないと、この4-11-1ページだけ見ると、何か非常にぶっきらぼうといいますか、ちょっと内容としてよくわからない感じがするので、もうちょっとこのあたりは書いてもよいのかなと思います。

○永澤会長 何かご意見ございますか。

それに関しては、ぜひ検討していただいて、実際に25年12月の評価書の段階ではある程度サイレンに関するご意見をいただいたのに対して、事業者の見解として表をつくっていただいておりますので、例えばこういう形で、実際にどういうことを対応したかということを見ていただくのも非常に大事かと思っておりますので、考慮していただければと思います。よろしく願います。

それから、村上先生と岩崎先生からご意見伺っていないんですけども、相当時間がもう押しておりますので、何か特に、特段……

○村上委員 特にはないです。

○永澤会長 よろしいですか。

もしございましたら、またいただいて、メールなどで協議したいと思えます。

それでは、この件に関する審議はこれまでといたします。

議事に関しては、皆様からいただいたご意見をもとに審議会としての答申を取りまとめたいと思えます。これは今、事務局で基本的なものを作成していただいて、委員の皆様にご確認いただいた上で、修正も含めて最終判断は私にお任せいただければと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして議事を終了いたします。

傍聴者の方は、これにてご退席をお願いいたします。

それでは、事務局からお願いいたします。

○黒沢課長 ありがとうございます。

それでは、閉会の前に事務局から3点申し上げます。

○田中係長 それでは、申し上げます。

今、会長からもご説明いただきましたとおり、事務局で本日の議事録を作成いたします。議事録につきましては、皆様にご確認をいただきました上で、会長に最終的にはご判断いただきまして、確定させまして、市のホームページ等で公開をする予定でございます。

本日いただきましたご意見のほかに、さらに何かご意見、あるいはご質問がございましたら、電子メール等で事務局にお送りいただきましたら、答申案を作成したいと思います。

また、本日ご欠席の委員の方、あるいは増田委員も途中退席されましたので、ほかの委員の方々にもご意見をお聞きした上で、事務局で答申案を作成いたしまして、こちらにつきましても各委員の皆様にご確認をいただいた上で、最終的に会長のご判断で確定をしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

2点目としまして、市長意見でございますが、こちらも答申をもとに私どもで市長意見を作成いたしまして、冒頭にご説明しましたとおり9月ごろに事業者に対して市長意見を述べる、提出する予定でございます。こちらにつきましても、市長意見がまとまりましたら委員の皆様にお知らせをしたいと考えております。

また、3点目でございますが、ただいまお手元に今年度のさいたま市の環境影響評価のスケジュール予定をお配りしております。本日ご審議いただきましたさいたま新都心医療拠点整備事業、このほかに北袋町1丁目計画、こちらの事業につきましては、ちょうど本日まで評価書の縦覧を行っておりまして、この縦覧が終了しますと事業着手となります。

それから、セントラルパーク整備事業、こちらにつきましては本日、準備書に関する委員会を開催させていただきましたが、こちら資料にありますとおり、10月ごろをめどに審議会を開催させていただきます。見込みとしましては12月ごろに市長意見提出と見込んでおります。またこちらのスケジュール等、決まり次第お知らせいたします。

また、その下にほかに2つの事業を記載しております。事業者から環境影響評価の手續に関

して相談が寄せられている段階で、まだ具体的な予定は立っておりませんが、今年度中に手続が開始されることも予想されます。こちらもあり次第、皆様にご連絡を差し上げたいと思っております。

以上でございます。

○黒沢課長 委員の皆様、長時間ご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第27回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 4時59分 閉会